本庄市告示第３６４号

本庄市移住就業等支援金交付要綱を次のように定める。

令和 ７年１０月１７日

本庄市長　　吉　　田　　信　　解

本庄市移住就業等支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本庄市（以下「市」という。）における移住促進及び就業者の創出に取り組むことで、市の活力を高めるため、市が埼玉県とともに作成した地域再生計画（地域再生法（平成１７年法律第２４号）第５条に規定する地域再生計画をいう。）である埼玉県移住就業・起業支援計画に基づき、東京２３区等から市に移住して就業した者に、予算の範囲内で移住就業等支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

２　支援金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成１８年本庄市規則第４３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「移住」とは、市に住民票を異動し、生活の本拠を市に移すことをいう。

２　この要綱において「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

３　この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成２２年国勢調査から令和２年国勢調査の人口減少率が１０パーセント以上の市町村をいう。

（支援金の額）

第３条　支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　単身での移住の場合　６０万円

（２）　世帯（世帯人員が２人以上）での移住の場合　１００万円

２　前項第２号の支給要件に該当する者が、１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合においては、同号に定める額に３０万円を加算する。

（交付対象者）

第４条　支援金の交付対象者は、第１号で定める要件を満たす者のうち、第２号から第４号までのいずれかの要件を満たすものとする。

（１）　次のアからウまでに掲げる事項に該当すること。ただし、前条第１項第２号の世帯人員が２人以上の世帯向けの金額を申請する場合にあっては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　移住元に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　移住する直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く。以下この条において同じ。）に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏に在住しつつ、東京２３区内の大学等に通学した経験を有し、かつ、東京２３区内の企業等に就職した経験を有する者については、当該通学期間を通算年数に含めることができる。

（イ）　移住する直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏（埼玉県を除く。）に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。

イ　移住先に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　支援金の申請日（以下単に「申請日」という。）において、移住後３か月以上１年以内であること。

（イ）　申請日から５年以上、市に継続して居住する意思を有していること。

ウ　その他の要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）　日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）　申請者が、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として支援金の交付を受けていないこと。ただし、支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となり、埼玉県及び市が認める場合を除く。

（エ）　申請者が、過去に申請者、その配偶者、移住先の住宅に同居する者又は生計を一にする者として本庄市住まいる応援金又は本庄市移住生活スタート応援金の交付を受けていないこと。ただし、本庄市住まいる応援金若しくは本庄市移住生活スタート応援金の全額を返還した場合又は過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となり、埼玉県及び市が認める場合を除く。

（オ）　その他埼玉県又は市が支援金の交付の対象として不適当と認めた者でないこと。

エ　世帯に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　申請者を含む２人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

（イ）　申請者を含む２人以上の世帯員が、申請日において同一世帯に属していること。

（ウ）　申請者を含む２人以上の世帯員が、いずれも申請日において移住後３か月以上１年以内であること。

（エ）　申請者を含む２人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（２）　就業に伴う移住として、次のいずれかに該当すること。

ア　一般　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

（イ）　埼玉県を含む各都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募して就業した者であること。

（ウ）　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等として経営を担う法人への就業でないこと。ただし、埼玉県及び市が認める場合は、この限りでない。

（エ）　無期雇用契約に基づいて１週間当たり２０時間以上対象法人に就業し、申請日において当該法人に連続して３か月以上在職していること。

（オ）　申請日から５年以上、当該法人に継続して勤務する意思を有していること。

（カ）　新規の雇用であること。この場合において、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更によるものでないこと。

イ　専門人材（内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者をいう。）　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

（イ）　無期雇用契約に基づいて１週間当たり２０時間以上対象法人に就

業し、申請日において連続して３か月以上在職していること。

（ウ）　申請日から５年以上、当該法人に継続して勤務する意思を有していること。

（エ）　新規の雇用であること。この場合において、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更によるものでないこと。

（オ）　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（３）　テレワークに伴う移住として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　自己の意思による移住であり、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。この場合において、所属先企業等からの命令による移住でないこと。

イ　転入から支援金の申請までの間において、１週間当たり２０時間以上かつ勤務日数の５分の４以上を移住先でのテレワークによる勤務とすること。

ウ　所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給を受けていないこと。

エ　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていないこと。

（４）　市が認める移住を支援すべき関係人口（市や地域の人々と関わりを有する者をいう。）の移住として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　市に転入した時点で４０歳以下であること。

イ　次のいずれかに該当すること。

（ア）　市内の高等学校（廃止となったものを含む。）又は特別支援学校高等部を卒業した者で、移住に伴い、市又は市と一体の生活圏を形成する別表に定める自治体に所在する企業等に無期雇用契約に基づいて１週間当たり２０時間以上勤務し、申請日において連続して３か月以上在職しており、かつ、申請日から５年以上、就業先である企業等に継続して勤務する意思を有していること。

（イ）　市内において、農業又は林業に就業する者（家業への就業を含む。）で、申請日において連続して３か月以上かつ１週間当たり２０時間以上就業し、かつ、申請日から５年以上、継続して就業する意思を有していること。ただし、農業法人等への就業の場合は、無期雇用契約に基づく就業であること。

（交付の申請及び実績報告）

第５条　支援金の交付を受けようとする者は、当該年度の１月末日（その日が本庄市の休日を定める条例（平成１８年本庄市条例第２号）第１条第１項に規定

する市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日以外の日）までに、本庄市移住就業等支援金交付申請書兼実績報告書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　写真付き身分証明書その他提示により本人確認のできる書類の写し

（２）　市の住民票の写し

（３）　戸籍の附票、移住前の住民票の除票の写し等で、市への移住前５年以上の在住地及び在住期間が確認できる書類

（４）　支援金の振込先の預金通帳、キャッシュカード等の写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号、名義人名等）が確認できるものに限る。）

（５）　本庄市移住就業等支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第２号）

（６）　その他市長が必要と認める書類

２　前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

（１）　前条第１号アに該当する者のうち東京２３区内への通勤者（雇用者）　東京２３区内で勤務していた企業等の就業証明書その他移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

（２）　前条第１号アに該当する者のうち東京２３区内への通勤者（法人経営者又は個人事業主）　次に掲げる書類

ア　開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類

イ　個人事業等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類

（３）　前条第１号ア（ア）ただし書に該当する者　次に掲げる書類

ア　東京２３区内の大学等への通学に関する申告書（様式第３号）

イ　卒業証明書等（東京２３区内の大学等への在学期間及び卒業校を確認できる書類）

（４）　世帯人員が２人以上の世帯向けの金額を申請する者　次に掲げる書類

ア　世帯全員の市の住民票の写し

イ　世帯全員の移住元の住民票の除票の写し等で世帯全員の移住元での在住地を確認できる書類

（５）　前条第２号から第４号までの要件を満たす者（前条第４号イ（イ）に該当する者にあっては、農業法人等への無期雇用契約に基づく就業をしている者に限る。）　就業先企業等の就業証明書（移住就業等支援金の申請用）（様式第４号）

（６）　前条第４号イ（ア）の要件を満たす者　卒業証明書等（市内の高等学

校又は特別支援学校高等部を卒業したことを確認できる書類）

（７）　前条第４号イ（イ）の要件を満たす者（前条第４号イ（イ）において、農業法人等への無期雇用契約に基づく就業をしている者を除く。）　自ら農業若しくは林業を開始した者又は家業に就業したことを確認できる書類

（交付の決定及び額の確定）

第６条　市長は、申請者から申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、支援金の交付の適否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により支援金の交付を決定し、額の確定をしたときは、本庄市移住就業等支援金交付（不交付）決定通知書兼交付額確定通知書（様式第５号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、支援金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

（１）　申請日から５年以内に市での居住が困難となった場合又は申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（２）　支援金に関する報告及び立入調査について、埼玉県又は市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

４　市長は、審査の結果、支援金の交付が不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第７条　支援金の交付の決定及び確定を受けた者が支援金を請求しようとするときは、交付決定通知書を受け取った日から起算して２０日以内に、本庄市移住就業等支援金請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知書の再交付）

第８条　申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失、損傷等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、本庄市移住就業等支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書再交付申請書（様式第７号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第９条　市長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書を申請者に再交付するものとする。

（交付の取消し）

第１０条　市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただ

し、雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として埼玉県及び市が認めた場合は、この限りでない。

（１）　虚偽の申請等をした場合

（２）　申請日から５年以内に市から転出した場合

（３）　申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

（支援金の返還）

第１１条　市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援金を返還させるときは、次に掲げる区分に応じて返還額を決定する。

（１）　次のいずれかに該当する場合　全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　申請日から３年未満で市から転出した場合

ウ　第４条第２号又は第４号に定める要件を満たして申請した者が、申請日から１年以内にその要件を満たす職を辞した場合

（２）　申請日から３年以上５年以内に市から転出した場合　半額の返還

（支援金の交付手続の特例）

第１２条　支援金の交付の手続については、規則第２５条の規定に基づき、規則第５条に規定する申請書及び規則第１５条に規定する実績報告を統合し、並びに規則第６条に規定する決定通知及び規則第１６条に規定する確定通知を統合するものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この告示は、公示の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

（令和７年度における支援金の交付対象者の特例）

２　令和７年度における支援金の交付対象者のうち令和６年度中に市に移住したものについては、第４条第３号イ及び様式第４号中「５分の４」とあるのは、「２分の１」と読み替えるものとする。

（失効）

３　この告示は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第６条の規定による交付の決定を受けた者については、第７条から第１１条までの規定は、なおその効力を有する。

別表（第４条関係）

市と一体の生活圏を形	埼玉県	熊谷市、深谷市、皆野町、長瀞町、美里町、

成する自治体		神川町、上里町、寄居町
	群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、玉村町